

— 豊田市事業者説明会 —

GMOグローバルサイン・ホールディングス

電子契約事業部

2022.3

アジェンダ



- 1 会社紹介
- 2 電子契約とは
- 3 電子契約の流れ
- 4 契約締結の流れ
 - (1)準備
 - (2)締結
- 5 電子署名の確認方法
- 6 困ったときは
- 7 デモンストレーション



GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

本社所在地	東京都渋谷区桜丘町26- 1 セルリアンタワー
事業内容	クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした 各種インターネットソリューションの開発・運用
代表者	青山満
設立	1993年12月
資本金	9億1,690万円(2019年12月)
従業員数	社員932名(2019年12月)
株式	東京証プライム(証券コード 3788)
加盟団体(抜粋)	日本ネットワークセキュリティ協会 トラストサービス推進フォーラム デジタルトラスト協議会



クラウド・ホスティング、セキュリティ事業をはじめ、
幅広いラインナップでお客様のビジネスを支えています。

クラウド・ホスティング事業

- 販売実績24年
- ITインフラ提供実績 国内最大級11万社以上

セキュリティ・電子認証事業

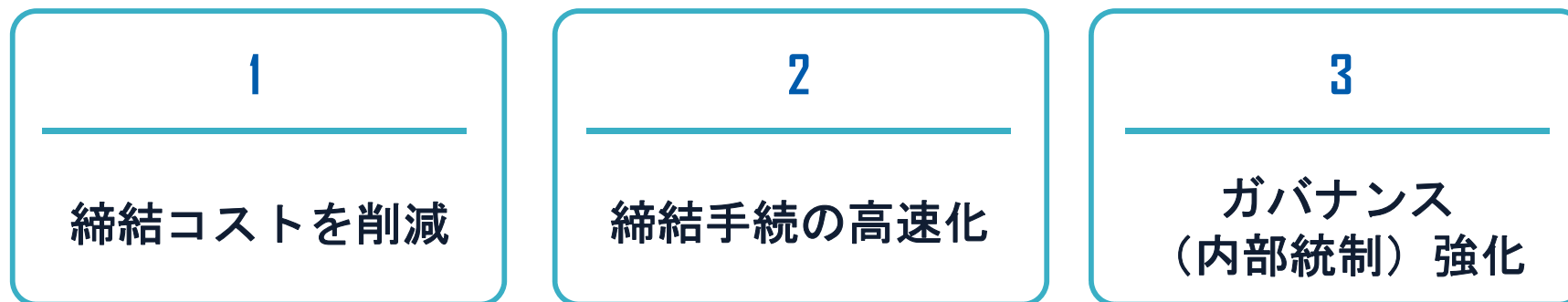
- 電子証明書発行実績累計 2,500万枚以上
- SSLサーバ証明書発行実績 440万枚以上
- 国内シェアNo.1 / 海外シェアNo.3



電子契約とは



電子契約の主なメリット



	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

契約は「当事者の意思の合致」で成立

契約書に記名押印または、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を講じなければ契約は確定しない。（地方自治法234条第5項）

本人の押印があれば、本人の意思と推定される

「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。（民事訴訟法228条4項）

5月12日
政府見解

- ①本人による電子署名ではないので、3条推定効は働かない。②但し、**締結までのプロセスを示せば**3条推定効は発生する。

7月17日
政府見解

- 利用者の指示に基づき、**一定の要件を満たす場合は**電子署名と評価し得る（2条署名）

9月4日
政府見解

- 2条署名に該当かつ、2要素認証によって本人以外がなりすますことができない**固有性を有する場合**、3条所定の推定効が発生する



11月17日
デジタルガバメントWG

第3条Q & Aでは、第3条に規定する電子署名に該当する要件として、**同一性の確認（いわゆる利用者の身元確認）**は求めている。

しかしながら、実際の裁判において電子署名法第3条の推定効が認められるためには、**身元確認は手段の1つ**として考えられる。

どの程度の身元確認を行うかは締結する**契約の重要性の程度等**を考慮して決められるべきものと考えられる。

電子においても判子の世界と同様の判断がくだされた（3条推定効を認める）

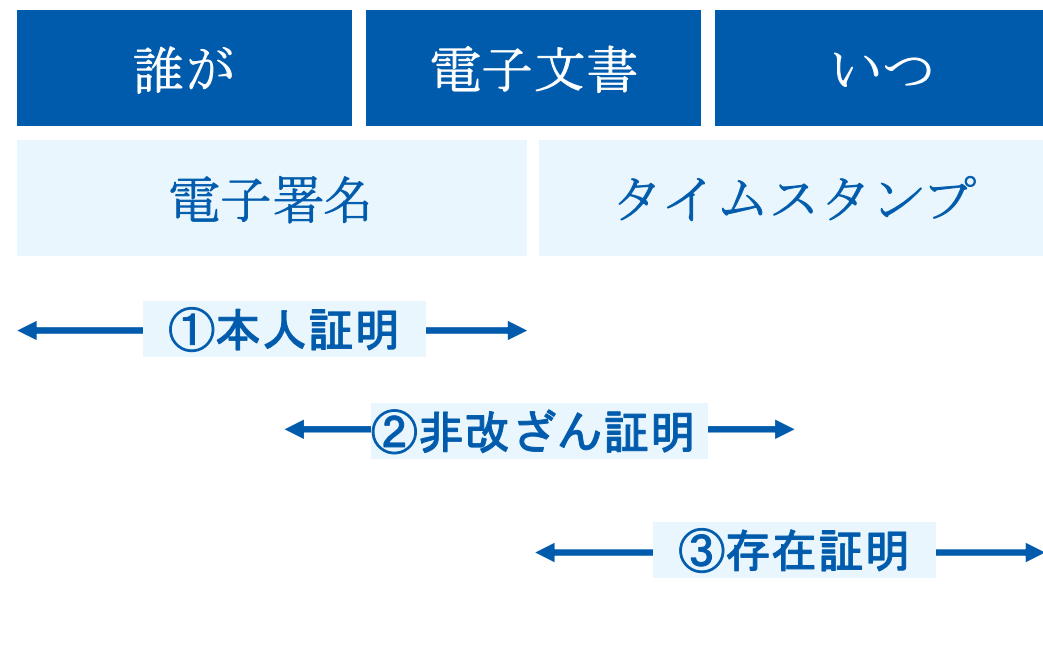
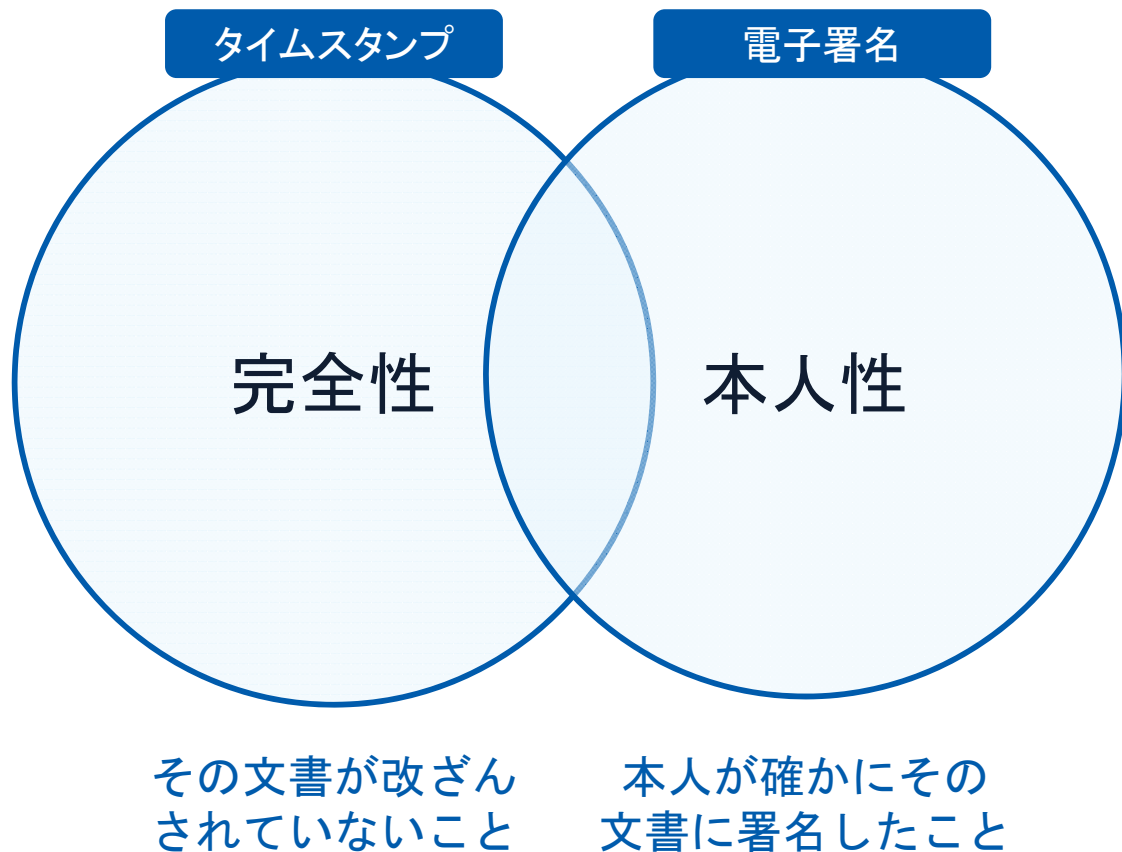
[5月12日見解]論点に対する回答
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20200512/200512seicho04.pdf>

[7月17日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A
<http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf>

[9月4日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A（電子署名法第3条関係）
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/denshishomei3_qa.pdf

[11月17日デジタルガバメントWG]
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201117/201117digital06.pdf>

電子契約とは 法的効力を証明する仕組み



3つがそろうことで、
法的効力の高い電子契約となる

国税関係書類の電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。
結論、GMOサインは電子帳簿保存法に標準対応しております。

電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
<p>① 措置</p> <p>認定タイムスタンプの押印 及び 記録保存者の情報を確認できるようにすること（規則8条1項1号）又は 正当理由のない訂正・削除の防止に関する事務処理規程の運用・備付（同2号）</p>	<p>日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認</p>
<p>② 場所</p> <p>国税に関する法律が定める「保存場所」（規則8条1項） ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。</p>	<p>システムから電子契約をディスプレイに出力</p>
<p>③ 期間</p> <p>国税に関する法律が定める「期間」（規則8条1項）</p>	<p>法人事業者の場合、7年間 （欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間）</p>
<p>④ 保存</p> <p>1) 見読性の確保（規則3条1項4号） 2) システム概要書類の備付（規則3条1項3号イ） 3) 検索機能（規則3条1項5号）</p>	<p>1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 文書名、契約相手、期間、金額等により検索が可能</p>

参考

（国税庁）電子帳簿保存法について <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/>

印紙税法第2条は、課税対象となる「文書には、...印紙税を課する。」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、**文書課税であるにおいては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない**」

※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ**注文請書を電磁的記録に変換した媒体**を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、**印紙税の課税原因は発生しない**」

自治体でも採用！導入企業数190万社突破

導入企業数 **No.1** ※1

契約社数 **No.1** ※2

契約送信件数 **No.1** ※4

安全な電子契約 **No.1** ※3

法務が選ぶ **No.1** ※3



Z HOLDINGS



Francfranc



A R U H I



※1 導入企業数は「電子印鑑GMOサイン（OEM商材含む）」を利用した事業者数（企業または個人）。1事業者内のユーザーが複数利用している場合は1カウントする。

※2 契約社数「90万社」（複数アカウントをご利用の場合、重複は排除）

※3 日本マーケティングリサーチ機構調べ（2020年2月期）

※4 電子署名およびタイムスタンプが付与された契約の送信数（電子署名法の電子署名の要件より）。自社調べ。

電子契約システムでメール認証などを行い サービス事業者の電子証明書で署名



受注者はインターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能。費用負担もありません。

5つのポイント



身元確認済み電子証明書

国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



税務対応も安心

電子帳簿保存法に標準対応

税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。



タイムスタンプ

認定タイムスタンプを標準付与／各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e-文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。



立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

安全性



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による
ぜい弱性診断を定期的を実施



専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で
生成・保管し、不正利用を防止



ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに
個別の暗号化を実施し安全に保管



通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し
盗み見や改ざんを防止



データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ
日次でバックアップしているほか
月次・年次でもバックアップを実施

信憑性



WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は
国際的な電子商取引保証基準に準拠



セキュリティ基準 ISMS取得済

情報セキュリティマネジメントシステム
ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014

内部統制



操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど
各種操作を保存しており追跡が可能



多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に
より社外からの業務外のアクセスや
情報漏洩対策も万全

サポート



連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム
ウェブ会議システム・ウェブチャット

電子契約の流れ



電子契約の対象となる契約

建設工事請負契約、委託契約、物品供給契約、を電子契約で締結することが可能。

※電子契約できない契約もあるので注意（下記【電子契約対象外】参照）

豊田市の電子契約について

※令和5年3月公告の工事契約、令和5年6月以降（予定）公告の物品・委託契約から試行導入していきます。

※受注者同意のもと電子契約で契約締結を行います。

（受注者の意向により、従来どおりの紙面での契約も可能です。）

【電子契約対象外】

- ・法令等で書面化義務のある契約※1
- ・契約期間が10年を超える契約。
- ・個人（個人事業主（開業届を税務署に提出している個人）を除く）との契約

※1 電子化に規制の残る契約文書

文書名	根拠法令	改正法施行予定
①特定商取引（訪問販売等）の契約等書面	特定商取引法	令和5年6月に改正予定
②事業用定期借地契約	借地借家法	電子化の予定なし

書面での契約事務との変更点

1 契約締結日は発注者・受注者双方が電子署名を講じた日です。

〔根拠〕 地方自治法第234条第5項

〔運用〕

- ・年月日から本契約の締結までの間に、甲又は乙がなした本契約に定める行為に相当する行為は、本契約に基づくものとみなして、本契約を適用する。

2 落札（決定）日から、契約締結予定日までに双方の電子署名を講じること。

〔根拠〕 豊田市契約規則

〔運用〕

- ・受注者決定後、速やかに支出負担行為を起案し、決裁権者の決裁をとること。

3 事前に、「**あいち電子申請・届出システム**」にてメールアドレスを提出してもらいます。

〔運用〕

- ・入札又は入札参加申込時にご登録いただきます。
- ・契約締結権限者の役職氏名、利用するメールアドレス・アクセスコード等を提出してもらう。
(後述)

契約締結の流れ



電子契約の流れ





(1) 準備

入札又は入札参加申込時に「あいち電子申請・届出システム」の登録

「あいち電子申請・届出システム」にてメールアドレス・アクセスコードの提出してもらいます。

- ・ 契約締結権限者の役職氏名、電子署名に利用するメールアドレス等を「あいち電子申請届出システム」に記入し登録していただきます。

手続き名	豊田市電子契約承認メールアドレス申請・更新
受付時期	2023年1月18日9時00分～

- 「あいち電子・申請届け出システム」よりメールアドレスの登録が必要になります。
- ※すでに登録済みであってもメールアドレスの確認は行ってください。
- 電子契約はメールでのやり取りになるため、契約相手方のメールアドレスを確認する必要があります。
- 電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを必ず記入する必要があります。

【登録方法】

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=655604&accessFrom=offerList



(2) 締結

受注者に署名依頼メールが届きます

メール件名「豊田市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

操作手順

- 1 メール内の電子署名URLをクリックします
- 2 アクセスコードを入力します（次のページ参照）
- 3 受注者は自身で署名を行うか、他の人に署名依頼を転送するかを選択します。
- 4 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます

- ・ 設定したメールアドレスに、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- ・ 受注者は自身で署名を行うか、他の人に署名依頼を転送するかを選択します。
- ・ メールが届きましたら、「文書を確認する」ボタンもしくはURLより文書へアクセスし契約書の内容を確認した上で、署名をしてください。
- ・ 円滑な契約締結のため、受注者へ当日中に契約書等の内容確認のため、必要事項を記載した契約書等一式をメール送付し、事前に確認をお願いする場合がございます。この際に、修正すべき事項等があれば申し出を願います。

アクセスコードについて

無関係な第三者による文書の閲覧を防止するためアクセスコード入力画面が表示されます。

The screenshot shows a web form titled "アクセスコード入力" (Access Code Input). Below the title is a note: "アクセスコードがご不明な場合は、相手先までご連絡ください。" (If you are unsure of the access code, please contact the other party). The form contains a text input field labeled "アクセスコード" (Access Code) with a toggle icon on the right. A red box highlights the input field, with a red circle containing the number "1" pointing to it. Below the input field is a blue button labeled "次へ" (Next), which is also highlighted with a red box and a red circle containing the number "2".

操作手順

- 1 アクセスコードを入力します
- 2 【次へ】 ボタンをクリックします

アクセスコードの確認方法

- ・アクセスコードは署名依頼メールには記載されておりません。
- ・「あいち電子申請届出システム」にてメールアドレス登録時に合わせて登録いただいたアクセスコードをここで入力してください。

署名者変更について

ご自身で署名を行うか、任意の署名権限者へ署名依頼を転送するか選択いただきます。

署名者設定

署名を他の人に依頼する場合、転送先を入力してください。

自分で署名する

他の人に依頼する

必須 署名者名

氏名

必須 連絡先 ※いずれかご入力ください。

メールアドレス

電話番号

任意 署名者へコメント

コメント

「封筒名：」 [を見る](#)

次へ

操作手順

- 1 署名者を選択します
- 2 【次へ】 ボタンをクリックします

署名者変更について

- ・他の人に依頼する：署名者を変更する場合（署名依頼する方の名前／メールアドレスを入力）が必要になります。
- ・契約締結後、署名完了のお知らせメールが送信される宛先は送信者と署名を行った方となります。

署名者変更時誤ったアドレスを入力した場合 文書登録者（豊田市）に下記メールが送信されます



※1

注意事項

- ・ 転送先のアドレスが存在しないアドレスだった場合は豊田市（文書登録者）のみにエラーメールが送られます。※1
- ・ 存在しないアドレスを入力した場合でも画面上は転送完了となります。そのため、受注者側で転送作業完了後に入力ミスがあったか否かの判断ができません。

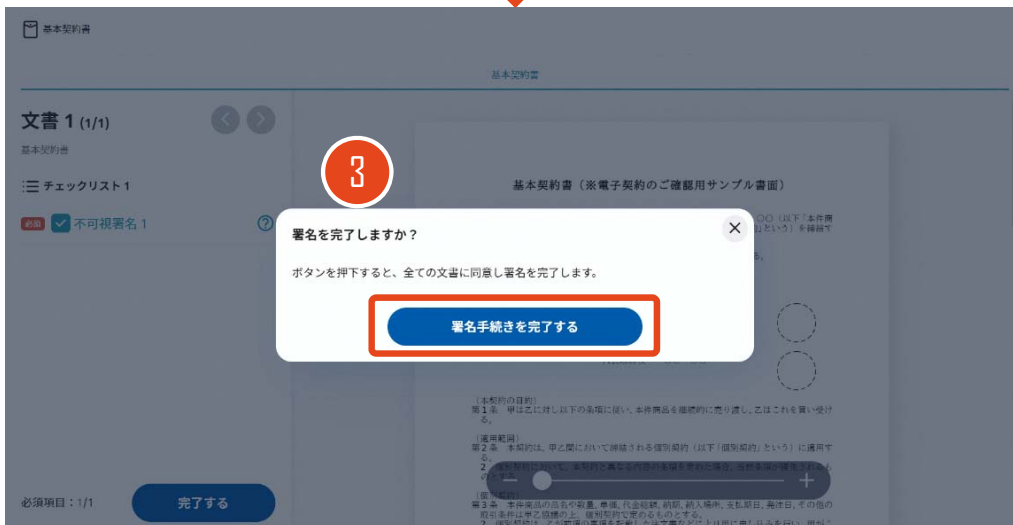
転送先のアドレスを十分ご確認の上、署名者変更を行ってください。

文書を確認します



操作手順

- 1 文書内容を確認します
- 2 内容に問題が無ければ、「完了」を押します
- 3 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です



不可視署名について

- 印影の不要な「不可視署名」となります。
- 印影のある署名 (可視署名) と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブをクリックすることで文書を選択することが可能です

The screenshot displays a web application interface for document management. At the top, there is a navigation bar with three tabs: '機密保持契約書' (Confidentiality Agreement), '業務委託契約書' (Business Commission Agreement), and '送付状' (Delivery Statement). The '機密保持契約書' tab is selected and highlighted with a red box. Below the navigation bar, the left sidebar shows a document list titled '文書 1 (1/3)' with a sub-header '機密保持契約書'. Underneath, there is a 'チェックリスト 1' (Checklist 1) section with a note 'リストを押すと該当箇所へ移動します。' (Press the list to move to the corresponding location). The checklist items are: '署名 1' (Signature 1), 'テキスト入力 1' (Text Input 1), 'テキスト入力 2' (Text Input 2), and 'テキスト入力 3' (Text Input 3). At the bottom left of the sidebar, it shows '必須項目: 0/3' (Required items: 0/3) and a '完了する' (Complete) button. The main content area shows a document viewer for the '機密保持契約書'. The document title is '機密保持契約書'. The content includes a header '株式会社サンプル (以下「甲」という。)' and 'ウケオイ株式会社 (以下「乙」という。)' and a section '第1条 (秘密情報)'. A blue callout bubble with the text '拡大表示もできます。' (You can also enlarge the display.) points to a magnifying glass icon in the bottom right corner of the document viewer. The document text includes: '株式会社サンプル (以下「甲」という。)とウケオイ株式会社 (以下「乙」という。)とは、添付別紙に定める目的 (以下「本目的」という。)のために、甲または乙が相手方に開示する情報の秘密保持に関し、以下のとおり本契約を締結する。' and '第1条 (秘密情報) 1 本契約において「秘密情報」とは、本契約締結日以降、本目的のために甲または乙が相手方に開示する一切の情報をいう (以下、秘密情報を開示した者を「開示当事者」、秘密情報を受領した者を「受領当事者」という。)。開示当事者は、書面にて秘密情報を受領当事者に開示する場合には、その書面上に秘密である旨を表示するものとし、口頭にて秘密情報を受領当事者に開示する場合には、開示の際に開示される情報が秘密である旨を示し、開示以降15日以内にその内容を書面化して受領当事者に提供するものとする。 2 前項にかかわらず、受領当事者が以下のいずれかに該当する情報である旨を証明した秘密情報については、受領当事者は、第2条に定める義務を負わないものとする。ただし、当該秘密情報が、個人情報である場合はこの限りではない。 (1) 既に公知、公用の情報 (2) 開示後、受領当事者の責によらず公知、公用となった情報 (3) 開示を受けたときに既に受領当事者が知得していた情報 (4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により秘密保持義務を負うことなしに受領当事者が入手した情報 (5) 受領当事者が開示された情報と無関係に開発、創作した情報 (6) 開示当事者の秘密情報の開示を要求した相手方が、開示を受けた相手方から開示を受けた秘密情報と秘密として保護し、開示当事者の書面による事前の承諾を得ることなく本目的のために知る必要のある自己の役員および従業員ならびに弁護士・公認会計士など法的に守秘義務を負う相手方との間で開示された情報 (以下「開示された秘密情報」という。)'.

市側へ署名依頼メールが届きます

メール件名「豊田市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

操作手順

- 1 メール内の電子署名URLをクリックします
- 2 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます
- 3 課の担当者が署名

- ・ 第一署名者（受注者）の署名が完了しますと自動で第二署名者（市側）へ署名依頼メールが送信されます。

契約締結日について

様式第4号(その2) (第33条関係)

委託契約書

- 1 委託名
- 2 委託場所
- 3 委託内容
- 4 契約金額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
- 5 契約保証金
- 6 委託期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 7 支払特記
- 8 契約特記

上記の委託業務について、委託内容の適切な履行により市政の円滑な運営に資することを契約の目的として、発注者 を甲とし、契約者を乙として、次の約款により契約する。

契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、 年 月 日から本契約の締結までの間に、当事者がなした本契約に定める行為に相当する行為は、本契約に基づくものとみなして、本契約を適用する。

年 月 日

(甲) 発注者 豊田市西町3丁目60番地
豊田市
代表者 豊田市長

印

(乙) 契約者 住所
氏名

印

契約締結日について

- 地方自治法第234条第5項に基づき、受注者、発注者双方が電子署名を講じた日が契約締結日となるため契約日の記載はありません。
- 受注者が第一署名者、市側が第二署名者となるため、契約締結予定日(履行開始日)までに受注者の電子署名が講じられるようにお早目のご署名をお願いいたします。

署名済文書のご案内が届きます

受注者、発注者双方の署名完了後、
電子署名完了のお知らせがメールが届きます。

メール件名「電子署名完了のお知らせ」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

メールに記載の「ダウンロード」ボタンから電子署名が行われた契約書をダウンロードができます。

ダウンロード期限はメール配信日時から14日間になります。

署名完了後の文書の状態

様式第4号(その2) (第33条関係)

委 託 契 約 書

- 1 委 託 名
- 2 委 託 場 所
- 3 委 託 内 容
- 4 契 約 金 額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
- 5 契 約 保 証 金
- 6 委 託 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 7 支 払 特 記
- 8 契 約 特 記

上記の委託業務について、委託内容の適切な履行により市政の円滑な運営に資することを契約の目的として、発注者を甲とし、契約者を乙として、次の約款により契約する。


契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、 年 月 日から本契約の締結までの間に、当事者がなした本契約に定める行為に相当する行為は、本契約に基づくものとみなして、本契約を適用する。

年 月 日

(甲) 発注者 豊田市西町3丁目60番地
豊田市
代表者 豊田市長

(乙) 契約者 住 所
氏 名



不可視署名について

- 印影はありませんが、「電子署名情報」、「タイムスタンプ情報」が付与されています。
- 印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。
- 電子契約が締結されているかどうかは、Adobe Acrobat Readerの電子署名パネルや、GMOサインの「文書管理内」プレビュー、契約締結時に発行される「電子契約締結証明書」からご確認いただけます。（3 電子署名の確認方法参照）

印影はありません（不可視署名）

電子署名の確認方法



電子署名の確認方法①

【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】 署名パネルボタンを押すと表示されます。

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、「署名パネル」を開きます。

The screenshot shows the Adobe Acrobat Reader interface with the signature panel open. The panel displays the following information:

- 署名済みであり、すべての署名が有効です。
- 署名
- すべてを検証
- バージョン 1 : GMO Sign Dept. により署名済み
- 署名は有効です:
- 信頼ソース取得元 : Adobe Approved Trust List (AATL)
- 文書は、この署名が適用されてから変更されていません
- 署名者の ID は有効です
- 埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。
- 署名は LTV 対応です
- 署名の詳細 (日時情報)
- 理由: 氏名様 メールアドレス が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました
- 署名の場所: 日本
- 証明書の詳細...
- 最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09'00'
- フィールド: FIELD_2336416_0 (不可視署名)
- このバージョンを表示
- バージョン 2 : SEIKO Timestamp Service, Accredited A2W03-008 により署名済み

A red box highlights the '署名の詳細' section, and a blue arrow points from the '署名パネル' button in the top right corner to the signature panel.

署名パネルボタン

契約書(原本)

工期は次のとおりとする。
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内
完成 : 着手の日から 日以内
引渡し: 完成の日から 日以内
第3条 (代金)
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
契約成立時 金 円
引渡しの日 金 円
第4条 (注文者の負担)
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。
...
2 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。
ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。

第6条(危険負担)
天災その他自然的又は人為的な事象であつて、発注者又は受注者のいずれにもその責めを備することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

電子署名の確認方法②

【GMOサインの「文書管理内」プレビューで確認】

- GMOサインの「文書管理」内の「プレビュー」表示時に署名者の情報が確認できます
- ご利用には無料のアカウント登録が必要です。

管理番号 | [REDACTED]

Signing Time

署名者情報

[REDACTED]

に承認しました

署名者情報

[REDACTED]

に承認しました

署名者の氏名やメールアドレス、作業日時が記録されています

業務委託

株式会社○○○(以下甲という)と △△△株式会社を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次条に定める業務を委託

第2条 本契約に基づく委託業務の範囲は次の

1. 甲の運営する店舗「 」の管理
2. 機器の点検メンテナンス
3. 「 」に係る販売促進業務

第3条 甲は乙に対し、委託料として月額

第4条 乙が業務の遂行のため、その他の費用

電子署名の確認方法③

【契約締結証明書で確認】

- プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。
- 電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。
- 契約締結した書類に関しては、左下に紐づけするIDが表示されます。

GMOサイン 電子契約締結証明書

署名済みであり、すべての署名が有効です。 署名パネル

文書名 経営委任契約書_001
管理番号 0000015
文書作成者 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
文書作成者メールアドレス
締結証明書ID 7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

操作日時	署名方法	署名者情報
2020/07/31 20:09(JST) 123.234.12.34	実印タイプ	CN GMO 太郎 O GMOクラウド株式会社 OU ソリューション事業部 L 渋谷区 S 東京都 C JP
2020/07/31 20:09(JST) 111.23.45.67	契約印タイプ	GMOクラウド株式会社 GMO 次郎 gmo-jirou@gmocloud.com
2020/07/31 20:09(JST) 10.0.200.30	契約印タイプ	GMO 花子 09012345678

工期は次のとおりとする。
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内
完成 : 着手の日から 日以内
引渡し: 完成の日から 日以内
第3条(代金)
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
契約成立時 金 円
引渡しの日 金 円
第4条(注文者の負担)
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。
契約書(原本)
は、追加の工事を加えることができ、この場合の工期や代金の変更については別途合意書を作成するものとする。
2 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。
ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。
第6条(危険負担)
天災その他自然的又は人為的な事象であつて、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。
契約締結証明書ID と一致します
7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

困ったときは



お問い合わせ

お気軽にお問い合わせください

【電子契約サービスの操作、不具合等に関する質問】

■電子印鑑GMOサイン 運営事務局

- ・電話番号 03-6415-7444(受付時間 平日10:00-18:00)
- ・担当者 銚川(かながわ)
- ・メールアドレス sales@cs.gmosign.com
- ・お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

GMOサイン

検索

デモンストレーション

